

社会福祉法人サン・アス会旅費規程

改訂版

（総則）

第1条 社会福祉法人サン・アス会（以下「法人」という。）の本部並びに所属園の業務のため旅行する役員・職員に対し、支給する旅費に関しては、この規程の定めるところによる。

（旅費の支給）

第2条 役員・職員が法人の本部並びに所属園の業務のため旅行した場合には、旅費を支給する。

（旅行命令）

第3条 法人役員・職員の旅行は、旅行任命権者の発する旅行命令により行うものとする。理事長及び旅行任命権者は、既に発した旅行命令を変更又は取消す必要があると認める場合には、自ら又は旅行者の申請に基づきこれを変更することができる。

（旅費の種類）

第4条 旅費の種類は、鉄道賃、船賃、航空賃、車賃、日当、旅行雑費、宿泊料又は食卓料とする。

（旅費の計算）

第5条 旅費は、最も経済的な通常の経路及び方法により旅行した場合の旅費により計算する。但し業務上の必要又は、天災その他やむを得ない事情により最も経済的な通常の経路又は方法により旅行し難い場合には、その実態によった経路及び方法によって計算する。

（旅行日数）

第6条 旅行日数は、業務上必要とする日数とする。但し、天災その他やむを得ない事情により要した日数は加えることができる。

（旅行の区分）

第7条 旅費を区分して国内旅行と外国旅行とする。但し、外国旅行については理事長が別にこれを定め、必要に応じ理事長決裁事項とし事後理事会に報告するものとする。

（国内旅行）

第8条 近接地内旅行にあつては鉄道賃、船賃、車賃、その他交通機関利用に要する交通費の実費を支給する。但し、5キロメートル以内の旅行にあつては、特別の事情による

場合の外は支給しない。

第9条 旅行雑費、宿泊料及び食卓料は次の通り支給する。

- (1) 業務のための引続き5時間以上の旅行で、在勤地から5キロメートルを超える場合には、旅行中の日数に応じ必要と認められる旅費・雑費を支給する。
- (2) 第15条に従い宿泊料金を支払う。食事を提供しない施設等に宿泊する場合は、宿泊料と一夜当たり食卓料定額を支給する。宿泊料定額及び食卓料定額は、別表第1に定める。

(鉄道賃)

第10条 鉄道賃の額は、次の各号に規定する旅客運賃（以下本条中「運賃」という。）急行料金、寝台料金、特別車両料金並びに座席指定料金のそれぞれの範囲内の実費額とする。

- 1) 乗車に要する運賃。
- 2) 急行料金を徴する線路による旅行の場合には、前号に規定する運賃のほか、その乗車に要する急行料金。ただし、普通急行列車を運行する線路による旅行で、片道50キロメートル以上の場合、あるいは特別急行列車を運行する線路による旅行で、片道100キロメートル以上の場合に限る。
- 3) 業務上の必要により寝台車を利用する場合には、前二号に規定する運賃及び急行料金のほか、寝台料金。
- 4) 特別車両料金を徴する客車を運行する線路による旅行をする場合には、前三号に規定する運賃、料金のほか、特別車両料金。役員・施設長は必要に応じグリーン車利用料金を支給する。
- 5) 座席指定料金を徴する客車を運行する線路による旅行をする場合は、前各号に規定する運賃、料金のほか、座席指定料金。ただし、必要と認められる場合に限る。

(船賃)

第11条 船賃額は次の各号に規定する旅客運賃（はしけ賃及び栈橋賃を含む。以下本条中「運賃」という。）特別船室料金及び寝台料金（これらのものに対する通行税を含む。）並びに座席指定料金のそれぞれの範囲内の実費額とする。

- 1) 乗船に要する運賃。ただし、運賃の等級が2階級以上に区分されている船舶による旅行の運賃については、必要と認められる実費額とする。
- 2) 業務上の必要により、別に寝台料金を必要とした場合には、前号に規定する運賃のほか、寝台料金。
- 3) 役員・施設長が特別船室料金を徴する航路による旅行をする場合には、運賃及び前号に規定する寝台料金のほか、特別船室料金。
- 4) 座席指定料金を徴する船舶を運航する航路による旅行をする場合には、前各号に規定する運賃及び料金のほか座席指定料金を支給する。

(航空賃)

第12条 航空賃の額は、普通旅客運賃の範囲内の実費額による。但し、航空機の利用は、業務上必要と認められる場合に限る。

(車両)

第13条 車両を利用する場合は、ガソリン代1ℓで10km走行するとして、1ℓ当たり200円を支給する。必要に応じ高速料金を支給する。高速道路利用料金・駐車料の実費を支給する。

(日当)

第14条 日当は、宿泊を伴う旅行中の日数に応じ一日当たりの定額により支給する。日当の額は、別表第1による。但し鉄道200キロメートル未満、水路若しくは陸路100キロメートル未満の旅行の場合における日当の額は、業務上の必要又は天災その他やむを得ない事情により宿泊した場合を除き、支給しない。

(宿泊料)

第15条 宿泊料は宿泊費を要する夜数に応じ一夜当たりの定額により支給する。宿泊料の額は、別表第2による宿泊地の区分に応じ別表第1による。各種業務研修会、講習会等の参加旅費のうち、あらかじめ宿泊料等の額が指定された場合、並びに定額より安価な場合は、その額を支給する。

(食卓料)

第16条 食卓料は、宿泊料に含まれる場合は支給せず、食費を要する夜数に応じ一夜当たりの定額により支給する。食卓料の額は、別表第1による。

(旅費の特例)

第17条 業務の性質上他から旅費の支給を受ける場合は、この規程により算定した旅費額を比較し不足する額を支給することができる。

2 役員・施設長・職員が特例の業務や研修等を受ける場合の旅費は、必要に応じ理事長決裁事項とし事後理事会に報告するものとする。

3 旅費の請求権は、5年間これを行わない時は、時効により消滅する。

(旅行細則)

第18条 この規程を施行するための必要な細則は理事長が定める。必要に応じ理事長決裁事項とし、事後理事会に報告するものとする。

別表第 1

(円)

区 分	日 当	宿 泊 料		食卓料一 夜につき
		甲地方	乙地方	
役員及び施設長	5,000	15,000	13,500	3,000
副園長 事務長	4,000	13,500	12,000	2,600
上記以外	3,000	12,000	10,000	2,200

別表第 2

甲地方	埼 玉 県	さいたま市
	千 葉 県	千葉市
	東 京 都	特別区の存する地域、八王子市、立川市、武蔵野市、三鷹市、府中市、調布市、町田市、小金井市、国分寺市、国立市、狛江市、多摩市、稲城市、西東京市
	神奈川県	横浜市、川崎市、鎌倉市、横須賀市、三浦郡葉山町、
	愛 知 県	名古屋市
	京 都 府	京都市
	大 阪 府	大阪市、堺市、豊中市、池田市、吹田市、守口市、岸和田市、泉大津市、貝塚市、八尾市、泉佐野市、高石市、高槻市、枚方市、茨木市、寝屋川市、富田林市、箕面市、和泉市、東大阪市、
	兵 庫 県	神戸市、尼崎市、西宮市、芦屋市、伊丹市、宝塚市
	福 岡 県	福岡市
乙地方	甲地方以外の地域	

平成 17 年 4 月 1 日

改訂 平成 2 8 年 1 2 月 1 2 日